

第7 内装制限

1 用語の定義

- (1) 内装制限とは、消防用設備等の設置基準を緩和する目的で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを通常の火災による火熱が加えられた場合を想定した一定以上の性能を有するものとするものをいう。

(参考抜粋) 消防法施行令第11条第2項

壁及び天井（天井のない場合にあっては屋根。以下この項において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。）とした防火対象物

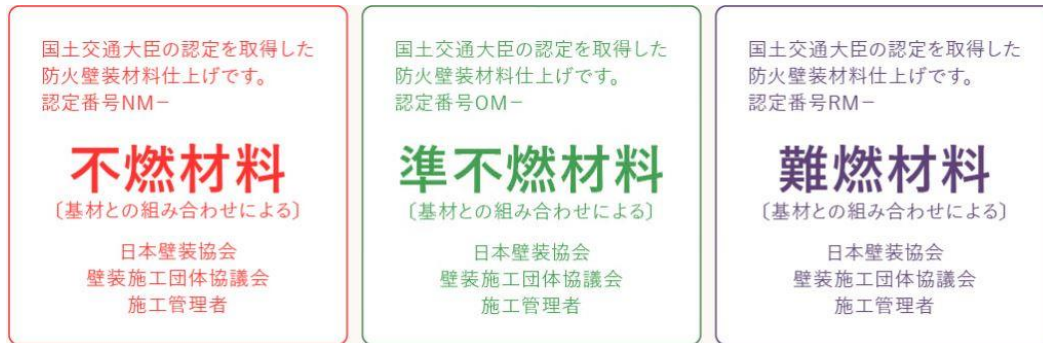
- (2) 認定とは、建基法第2条第9項（不燃材料）、建基令第1条第5項（準不燃材料）、建基令第1条第6項（難燃材料）に定める国土交通大臣の認定のことをいう。

2 内装制限の対象

- (1) 建基令上の内装制限の範囲には床面からの高さが1.2m以下の部分（腰壁等）が除かれているが、消防法令上にあっては、床面から規制の対象範囲となること。
- (2) 室内に面する部分とは、居室内に面する壁及び天井だけでなく、廊下、階段等も含めるもの。
- (3) 消防法令上の内装制限については原則仕上げについてのみであり、下地は問わないものであること。
- (4) (3)の例外として、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについて、認定工法による施工以外（例えば不燃材料の下地材の上に組み合わせて施工することにより不燃材料の認定を受けているクロスを不燃材料以外の下地材に組み合わせた場合など）で施工したことで建基法令上の認定要件を満たさない場合には、消防法令上においても内装制限とは認めないこと。
- (5) 建基法第2条第9号の2イに規定する「防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分」（特定区画）も内装制限の対象であること。
- (6) 内装制限の対象から除くことができる部分については、第5章「消防用設備等の特例基準」を参照とすること。

3 表示

認定を受けているものを使用した場合には、防火施工管理ラベルを貼ること。●



(参考) 防火施工管理ラベル ※不燃材料は赤、準不燃材料は緑、難燃材料は青で印字

4 内装制限関係規定

①	令第 11 条第 2 項 (屋内消火栓設備に関する基準)
②	令第 12 条第 4 項 (スプリンクラー設備に関する基準)
③	規則第 6 条第 2 項 (大型消火器以外の消火器具の設置)
④	規則第 12 条の 2 (スプリンクラー設備を設置することを要しない防火構造)
⑤	規則第 13 条第 1 項 (スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)
⑥	規則第 13 条第 2 項 (//)
⑦	規則第 13 条の 6 (スプリンクラー設備の水源の水量等)
⑧	規則第 14 条第 1 項 (スプリンクラー設備に関する基準の細目)
⑨	規則第 26 条第 5 項 (避難器具の設置個数の減免)
⑩	規則第 28 条の 2 (誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)
⑪	規則第 30 条の 3 第 1 項 (連結散水設備に関する基準の細目)
⑫	条例第 34 条の 6 第 1 項 (屋内消火栓設備に関する基準)
⑬	平成 17 年総務省令第 40 号, 平成 17 年消防庁告示第 2 号 (特定共同住宅等の位置, 構造及び設備を定める件)